

令和 5 年度 満3歳児 募 集 要 項

学校法人 野間幼稚園
伊丹市野間8丁目9番7号

TEL 072-779-7004/FAX 072-779-4957

説明会等来園される際は必ずマスク
着用をお願いいたします。

入園願書配布・・・9月1日（木）から

入園説明会・・・密を避けるため1家庭1名での参加となります。上のお子様が卒園生、
在園児の方は説明会へ参加されなくてもご応募いただけます。

説明会の内容は同じですので、いずれかにお申し込みください

第1回 9月16日（金）説明会 14時30分～15時30分

第2回 9月17日（土）説明会 10時00分～11時00分

オンラインでの配信も計画しておりましたが、教育方針がしっかりと
心に届くことを願い、今回は中止とさせていただきます。

詳細は、別添の『こんな子に育てほしいちょっと説明会』及びホームページをご覧ください

入園願書受付・・・令和4年9月30日（金）～令和4年11月30日（水）

1. 応募資格 令和2年4月2日～令和3年4月1日 生の幼児

※ 3歳に達していなくても、園長との面談により入園できますが、幼児教育保育料無償化に
ついては3歳の誕生日を迎えた月（日割り計算）からが対象となります。

2. 募集人員 約 25名

※ 年少の応募者数によっては満3歳児の募集人員を変更（増）することもあります。

3. 申し込み方法 「入園願書」に必要事項を記入の上、令和4年9月30日（金）から

令和4年11月30日（水）までに提出して下さい。締め切り後、応募者数を確認し連絡いたします。

遠距離からのバス通園が必要な方につきましては、健康面等十分に考慮の上提出をお願いします。

4. 面接日 12月中旬頃の予定（詳細は、追って案内文を郵送いたします）

5. 保育の開始日及び保育日 令和5年5月入園 毎日（週5日）

6. 入園時の費用 入園準備金 15,000円（面接当日に納入）

7. 毎月の納付金 令和元年10月より国の幼児教育（保育料）無償化が開始されました。

【無償化の対象となるもの】保育料（3歳の誕生月の翌月から集金いたしません）

対象年齢	保育料（無償）	
3歳の誕生日を迎えた月～	25,700円	保育料には教材費が含まれています

【実費負担となるもの】（誕生月の保育料は、日割り計算の上後日返金いたします）

自動口座振替ですので毎月5日までに下記の金額を三井住友銀行の口座に入金して下さい。

《 3歳の誕生月の翌月から 》

	徒歩通園	バス通園
保護者会費	500円	500円
バス代	—	4,000円
合計	500円	4,500円

《 3歳の誕生月まで 》

	徒歩通園	バス通園
保育料	25,700円	25,700円
保護者会費	500円	500円
バス代	—	4,000円
合計	26,200円	30,200円

8. 給食費 食べた回数を集計し、翌月口座振替させていただきます。 1食 330円

9. 通園バス 希望者は送迎いたします。費用は 月額 4,000円
 入園後バス施設費として 7,000円 を集金いたします。(年額)
 ※ バス利用者のみ ※ 支払い方法：自動口座振替

10. 冷暖房費 入園後 3,000円 を集金いたします。(年額)支払方法：自動口座振替
 ※ No.8.9.10の口座振替日は入園後お知らせいたします。

11. 服装 私服
 *本園規定の制服で 購入して頂く物
 通園かばん (3,980円)・あそび着 (黄) (2,750円)・夏スモック (2,310円)
 体操服上下 (3,150円)・上靴 (1,750円) 合計 13,940円

12. 用品 本園規定のものをご使用下さい。 合計 約 2,500円

※ 制服の注文は面接日にお願いいたします。当日は、制服及び用品代金をご用意下さい。
 ※ 業者の販売価格が変動する場合がありますのでその際はご了承願います。

13. 令和元年10月より『幼児教育無償化』が開始されました

無償化の対象となるには、就園される園児全員が『施設等利用認定』を受ける必要があります。各在市の教育委員会より幼稚園経由で手続きをしていただくこととなりますが、書類の配布及び提出時期など詳細については入園決定後追ってお知らせいたします。申請書類(添付書類含む)の確認及び認定審査は市教育委員会が行います。

無償化の概要	入園料・保育料 (月額)	預かり保育費 (月額) 償還払い 利用日数に応じて月額上限額は変動 (日額 450円×利用日数)
3歳児～5歳児 (小学校就学前まで)	25,700円まで無償 超えた分の入園料(初年度のみ) は実費負担	11,300円まで無償 共働きなど保育の必要性がある子ども
満3歳児 (3歳の誕生月より)		16,300円まで無償 市町村民税非課税世帯のみ対象

給食費について

年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の小学校3年生までの範囲内で第3子以降の子どもは、副食費(おかず等)が無償の対象となります(上限：月額4,500円)

認定について

新1号認定	新2号認定	新3号認定
保育の必要性がない子ども (専業主婦家庭など)	保育の必要性があると認定された子ども (共働き家庭など)	
満3歳児～5歳児(所得制限無し)	3歳児～5歳児(所得制限無し)	満3歳児(非課税世帯のみ)
保育料の無償化対象		
預かり保育料の無償化対象		